

(別紙様式1)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インドネシア向け輸出水産食品施設認定申請書

下記の施設について、インドネシア向け輸出水産食品を取り扱う施設として認定を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、認定後に施設の名称及び所在地を公表することを了承します。

記

1. 施設の名称、所在地及び法人番号
(保管施設の場合にはその旨も併せて記載すること。)
(日 本 語)
(英 語)
(法人番号)

2. 施設の情報

	該当の有無 ※1	認定番号等 ※2
食品衛生法に基づく営業許可を有する施設		
条例等による営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設		
食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視表等の書類で確認可能な施設		
英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品に係る認定施設		

- ※1 認定申請施設が該当するものに○をつけること。
※2 許可証等の写しを添付すること。

3. 施設の連絡先 (担当者名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記載すること。)

(別紙様式2)

年 月 日

食料産業局長 殿

登録認定機関の場合：証明書発行機関名

住 所

代表者

地方農政局等の場合：地方農政局等の長

インドネシア向け輸出水産食品施設認定（変更又は廃止）について

下記の施設について、「インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき申請があり、内容を審査し、適合施設を認定（変更又は廃止）したので、関係書類を添えて報告します。

※地方農政局等にあつては以下のとおり記載すること。

下記の施設について、「インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき申請があり、内容を審査したところ、適当と認めるので関係書類を添えて報告します。

記

(認定の場合)

認定施設の名称	認定施設の所在地

※ 保管施設にあつては、その旨明記すること。

(変更の場合)

認定番号	認定施設の名称	変更箇所

(廃止の場合)

認定番号	認定施設の名称	認定施設の所在地

(別紙様式3)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インドネシア向け輸出水産食品認定施設変更承認申請書

インドネシア向け輸出水産食品を取り扱う施設として変更の承認を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 認定番号
2. 施設の名称及び所在地
3. 変更事項

(別紙様式4)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インドネシア向け輸出水産食品認定施設の認定廃止願

下記のインドネシア向け輸出水産食品認定施設の認定の廃止を願います。

記

1. 認定番号
2. 施設の名称及び所在地

(別紙様式5)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

※輸出先国規制対策課に申請する場合は食料産業局長

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インドネシア向け輸出水産食品証明書発行申請書

下記輸出水産食品に関し、証明書の発行を申請したく、関係書類を添えて申請します。

記

1. 輸出水産食品の詳細 (日本語・英語併記のこと)

- (1) 輸出者の名称、所在地 (郵便番号を含む。)、連絡先 (電話番号、FAX 番号及びメールアドレス) (別紙様式6の1.5 関係)
- (2) 輸入者の名称、所在地 (郵便番号を含む。)、連絡先 (電話番号、FAX 番号及びメールアドレス) (別紙様式6の1.6 関係)
- (3) 輸入許可証番号 (別紙様式6の1.3 関係)
 - 要 (輸入許可証番号:)
 - 不要 (※ 証明書の輸入許可証番号欄には、N/A と記載されます。)
 - (※ 輸入許可番号の記載については、輸出者が確認すること。)
- (4) 原産地域 (別紙様式6の1.7、1.12a、b 及び誓約事項キ関係)
 - 天然
 - 国名及び漁獲水域 (漁獲水域は別添4のFAO 漁獲統計海区に準じて記載のこと)
 - 養殖
 - 養殖場の名称
 - 住所
- (5) 認定施設の認定番号 (別紙様式6の1.7 関係)
- (6) 認定施設の名称及び所在地
- (7) 出港地 (別紙様式6の1.8 関係)

- (8) 出港日 (別紙様式 6 の 1.9 関係)
- (9) 輸送方法 (以下のア. からウ. までのいずれか 1 つにチェック) (別紙様式 6 の 1.10 関係)
- ア. 航空機 イ. 船舶 ウ. その他
- (10) 輸送機関の名称 (航空機の便名、船舶の名称等) (別紙様式 6 の 1.10 関係)
- (11) 輸送経路と方法 (別紙様式 6 の 1.10 関係)
- (※ 認定施設からインドネシア現地 (空港・港等) に到着するまでの搬送方法及び場所がわかるように記載すること)
- (12) 輸出水産食品の名称 (別紙様式 6 の 1.11. a 関係)
- (※ 「未加工品」及び「簡易な加工品」にあつては、当該食品の英名を記載することとし、それ以外の加工品にあつては、商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称を記載すること)
- (13) 輸出水産食品の HS コード (別紙様式 6 の 1.11. b 関係)
- (14) 正味重量 (別紙様式 6 の 1.11. c 関係)
- (15) 輸出水産食品に係る学名及び英名 (別紙様式 6 の 1.12. c. 及び d 関係)
- (16) 処理方法 (ラウンド、ドレス、フィレ等) (別紙様式 6 の 1.12. e 関係)
- (17) 製品温度 (次のア. からウ. までのいずれか 1 つにチェック) (別紙様式 6 の 1.13 関係)
- ア. 常温 イ. 冷蔵 ウ. 冷凍
- (18) 梱包数 (別紙様式 6 の 1.13 関係)
- (19) コンテナ番号 (別紙様式 6 の 1.14 関係)
- (※ 申請時にコンテナ番号が不明なときは、証明書発行までに、任意の様式により証明書発行機関に届出を行うこと)
- (20) 梱包方法 (別紙様式 6 の 1.15 関係)
- (21) 用途 (次のア. からカ. までのうち該当するものにチェック) (別紙様式 6 の 1.16 関係)
- ア. 缶詰製品の原料
- イ. 再輸出を目的とした原料
- ウ. 伝統的水産加工物 (保存用) の原料
- エ. 食品強化剤、添加物
- オ. ホテル、飲食店、食料品店で消費するもの
- カ. その他
- (22) 有効期限 (消費又は賞味期限) (別紙様式 6 の 1.17 関係)

2. 官能検査実施結果

品質確認者氏名 官能検査実施日

3. 同一の認定施設で加工等された製品の衛生管理に係る記録

なし・あり (なしの場合、「インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱」4 (2) アの④の記録の写しを提出すること。ありの場合、同記録を提出した直近の証明書の発行日及び証明書番号を記入)

4. 誓約事項

当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記の記載事項が正しいこと。
- (2) 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項第 4 号の「内国貨物」であること。
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (5) インドネシア政府が要求する以下の条件を満たすものであること。
 - ア. 輸出品は、認定施設において加工等がなされたものであること。
 - イ. 漁船での漁獲、船上処理、陸揚げ後処理、加工処理及び冷凍・解凍時において、漁船、陸揚げ地及び使用する機器が清潔に保たれ、清浄な水が製造され、水産物が病原細菌や有害物質、有害小動物からの汚染を受けないように取り扱われていること。
 - ウ. 関係する食品等事業者によって、衛生プログラムが継続的に実施され、かつ、コーデックスにおいて定めている食品衛生の一般的原則に関する規則に規定された要件に従い、処理、製造、加工、識別、保管及び輸送がなされていること。
 - エ. 輸出品は、所管官庁の監視指導の下で、食品衛生法等の日本国内の法令を遵守して生産、加工等がなされたものであり、食用に適していること。
 - オ. （輸出製品が養殖由来の場合）「養殖生産工程管理手法（GAP 手法）の手引き」に基づき、導入する種苗等の管理、飼・餌料等の管理、水産動物用医薬品の管理等が実施されていること。
 - カ. OIE（国際獣疫事務局）が定める基本バイオセキュリティ条件を含む、原産国の国内水生動物衛生プログラム及び監視プログラムに基づいていること。（水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）及び持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）に基づき、養殖等が水産防疫上適切に実施されていること。）
 - キ. 当該輸出水産食品には、OIE リスト疾病がみられないこと。（輸出の都度、別添 2 及び別添 3 に規定する検査が実施され、OIE リスト疾病の感受性種について、感染症による潰瘍、白斑等の目に見える異状が認められないこと。）
 - ク. 当該輸出水産食品が養殖由来の場合は、OIE 基準に準じて疾病がないと認められた（少なくとも過去 2 年間、OIE リスト疾病の発生報告がない）国、地域又は養殖場で生産されたものであること。

5. 担当者の連絡先（氏名、電話番号及びメールアドレス）

（申請書の記載に関する注意事項）

生鮮品であって、1 ロットの魚種が多数にわたる場合は、申請者は全ての魚種の名称、学名、英名、HS コード、処理方法、用途を記載した一覧表の電子データを申請書等と併せて証明書発行機関に提出すること。なお、この場合、証明書原本に記載する魚種は「Fresh fishery Products」となり、別紙が添付される。

(別紙様式7)

番 号
年 月 日

輸出先国規制対策課長 殿

証明書発行機関長

インドネシア向け輸出水産食品証明書発行件数報告

年 月 日から 年 月 日までの間に発行したインドネシア向け輸出水産食品の証明書について下記のとおり報告します。

記

1. 証明書発行件数（取消願による取消を除く）
2. 担当者の連絡先（氏名、電話番号及びメールアドレス）
（※ 別紙様式5の写しを添付すること）

(別紙様式8)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

※輸出先国規制対策課に申請する場合は食料産業局長

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インドネシア向け輸出水産食品証明書発行申請の取消願

○月○日付けで申請したインドネシア向け輸出水産食品の証明書について、証明書発行申請を取り消したく、下記のとおり申請します。

記

取消理由：

(※ 別紙様式5の証明書発行申請書の写し及び証明書の発行を受けているときは当該証明書の原本を添付すること。)

(別紙様式 9)

年 月 日

インドネシア向け輸出水産食品の官能検査等実施記録

認定施設及び認定番号		輸出水産食品の名称	
輸出予定年月日		品質確認者氏名	

1. 検査対象物の確認

判定基準	品質確認者氏名
OIE リスト疾病の感受性種ではないこと。	

※ 品質確認者は、OIE リスト疾病の感受性種については、農林水産省のホームページに別途掲載されている情報を確認し、輸出水産食品が OIE リスト疾病の感受性種に該当しない場合は、署名すること。

2. 官能検査

(1) 外観の確認が可能な食品の判定基準

項目	判定基準	品質確認者氏名
外観	感染症による潰瘍、白斑等目に見える異常が認められないこと。	

※ 品質確認者は、OIE リスト疾病の感受性種について、官能検査を実施し、署名すること。

(2) 外観の確認が困難な食品の確認

判定基準	品質確認者氏名
①加熱加工されていること。(製造工程表等により確認) (例 1) 密封の状態加熱殺菌された製品 (121℃3.6 分間) (例 2) 低温殺菌された製品 (90℃10 分間) (例 3) 機械で乾燥された内臓除去製品 (100℃30 分間) (例 4) 魚油、魚粉	
②原材料が (1) の判定基準を満たしていること。(誓約等により確認)	

※ 上記①、②のいずれかを満たしていること。

3. 養殖場の確認 (輸出品が養殖由来の場合)

判定基準	品質確認者署名
------	---------

--	--	--	--